

金融庁の審判に際しては、関係機関に提出する書類の提出期限を（平成四十七年六月三十日現在）

改 正 案	現 行
<p>第六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】(7) 第1【参照書類】</p> <p>発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p><u>1【有価証券報告書及びその添付書類】</u> 会計年度又は事業年度(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 会計年度又は事業年度(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p><u>2【半期報告書】</u> 半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4【外国者報告書及びその補足書類】</u> 会計年度又は事業年度第期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 会計年度又は事業年度第期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p><u>5【外国者半期報告書及びその補足書類】</u> 会計年度又は事業年度第期中(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 会計年度又は事業年度第期中(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) 参照書類の補完情報 a・b (略) c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国者報告書及び外国者半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国者報告書及びその補足書類」及び「5 外国者半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p>	<p>第六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】(7) 第1【参照書類】</p> <p>発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p><u>1【有価証券報告書及びその添付書類】</u> 会計年度又は事業年度(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p><u>2【半期報告書】</u> 当該半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4【外国者報告書及びその補足書類】</u> 会計年度又は事業年度第期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p><u>5【外国者半期報告書及びその補足書類】</u> 当該半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) 参照書類の補完情報 a・b (略) (新設)</p>

